

生徒心得（改訂案）

高校生活について

1. 基本的観点

本校生徒の一人ひとりの個性を伸張し、自主独立の精神を培い、自己の目標を達成させるためのそれぞれの計画に基づいて学習活動を継続させる。また本校生徒としての誇りと自覚を持たせ、自信を持って学習活動に取り組み、人生の基礎を確立し、人格を高め、自律的で責任感のある社会人となるための自己実現をさせることとする。

2. 礼儀

- ・本校の生徒であり、社会の一員であるという誇りと自覚を常に持ち、言葉遣い、行動、身なり等、品位あるものにする。言葉遣い、行動、身なりはその人柄を表すものである。
 - ・集団生活の規則を守り、互いに共生している意味を考え、人権を尊重し、親愛の念を持って接し、礼儀を重んじること。
 - ・コミュニケーションの基本としての挨拶を尊び、自らすすんで行うこと
 - ・生徒間の交際は、学校内外を問わず健全であること。
- #### 3. 校内生活
- ・下校時刻は18時30分とする。考查期間中の下校時刻は16時50分とする。
 - ・生徒証は常に携帯する。
 - ・不要な現金、貴重品はできるだけ学校には持参しない。
 - ・学校に持参する必要がある場合、現金、貴重品の管理は十分注意し、自己管理する。
 - ・校内美化に努め、毎日の清掃、大掃除は自己の役割を果たし、積極的に行う。
 - ・校舎、校内の施設設備、器具は公共物であることを認識し、破損、紛失等しないように注意する。
 - ・始業時刻、授業開始時刻等の5分前集合の完了を励行する。
 - ・授業には積極的な姿勢で臨み、真剣な態度で学習に専念する。
 - ・自己の進路を切り開くのは日々の授業である。集中力を高め成果を上げる。
 - ・自習時間は生徒全員が向上心を持ち、有意義に過ごす。
 - ・病気等、やむを得ない事情で、欠席、遅刻、早退をする場合は必ず担任に連絡をする。

4. 登下校

- ・登下校に際しては、交通規則を遵守し、交通マナーの向上を心がけ交通事故防止に努めること。
- ・自転車通学を希望する生徒は学校の許可を得ること。
- ・登下校は徒歩、自転車に限る。

5. 学習環境を整える

- ・本校では様々な教室を様々な生徒が利用する。誰にとっても気持ちの良い学習環境を維持するために、毎日の清掃をしっかりと行うとともに、教室、机、黒板等は授業終了後ただちに元どおりに整理整頓をすること。
- ・各授業で使用する机に私物等を入れない。ロッカーを使用すること。
- ・時間厳守をし、実質的な授業時間を確保する。教室移動は休み時間中に完了し、授業開始のチャイムで授業が始まる態勢を作ること。

自転車通学について

1. 基本的観点

日本文化の豊かさ・便利さを見直し、環境問題、健康問題について考えさせる。生徒に徒歩通学を奨励することにより、体力を増強し安全に対する認識を高めさせる。しかし、自転車通学を希望する生徒に対しては所定の手続きを経て自転車通学許可が下りれば自転車通学を許可するものとする。なお本校駐輪施設の関係で青空駐輪となる場合がある。

2. 自転車通学許可条件

- ① 自転車通学を希望する生徒は、自転車保険に加入し、自転車通学許可を申請する。
 - ② 「自転車通学許可シール」を購入して、後部泥除け部等へ貼り付ける。
 - ③ 阪急電鉄を利用する生徒は阪急武庫之荘駅付近の駐輪場と契約する。
 - ④ 学校指定の雨合羽を所持している。
 - ⑤ 両足スタンドを装着している。
- ①～⑤が完了すれば自転車通学を許可する
- #### 3. 自転車通学の許可手続き
- ① 学校の許可を受け、登録となる。
 - ② 自転車通学の許可期間は許可された日より卒業までの日とする。
 - ③ 自転車を買い換えた場合は再度「自転車通学許可シール」を購入する。

4. 自転車通学マナーについて

- 1) 交通ルールを遵守する。(スマートフォン操作運転、イヤホン装着運転、二人乗、並進、無灯火、一時不停止は厳禁とする。)
- 2) 午前8時25分までに所定の駐輪場に正しく置く。(施錠)
- 3) 雨天時は徒歩か公共交通機関を利用する。自転車通学する場合は学校指定の雨合羽を使用する。(傘さし運転は厳禁する)
- 4) 学校周辺の地域住民に自転車放置、不法駐輪等の迷惑をかけない。
- 5) ルールが守れない場合は自転車通学の許可を取り消すことがある。

アルバイトについて

1. 基本的観点

本校生徒は学業に専念させる。就労体験は、「産業社会と人間」、インターンシップ等で計画的に体験させるものとする。

また、家庭状況の急変等、やむを得ず行う場合以外はアルバイトを承認しない。

2. 承認条件

- ① 各種奨学金を受けていること。
 - ② 家庭状況の急変(保護者の急な失業等)
- その他の条件
- 1) 成績不振科目がないこと。(欠点がない)
 - 2) 生徒指導上の問題がないこと。(遅刻、欠席、服装、問題行動がない)
 - 3) 本校生にふさわしい職種であること。
 - 4) 労働時間が適切であること。
 - 5) 就労期間を限定すること。(最長一年間)
- 引き続きアルバイトを希望する場合は、再度アルバイトの申請を行う。

3. 申請の手順

- ① 生徒、保護者連署によるアルバイトの申請。
- ② 担任は生徒、保護者から事情を確認する。
- ③ 年次・生徒指導部で検討する。
- ④ 申請が認められてからアルバイト先を探す。
- ⑤ アルバイト先の検討を①②③の手順で再度行う。
- ⑥ アルバイトが承認されない場合もある。

承認条件に変化が起こったり、その他条件に問題が生じれば承認を取消すことがある。

自動車運転免許について

原則、自動車教習所への入校及び自動車運転免許は取得してはいけない。但し、以下の者については自動車教習所への入校を許可する。(三年次のみ)

- ①就職内定者に対して、入社条件として免許取得の依頼があった場合(原則として12月1日以降)
- ②その他の卒業生(2月1日以降)

※①②とも自動車運転免許証の取得は、卒業式の翌日以降にすること

服装について

1. 基本的観点

学校生活において本校の教育理念に基づいた教育活動を展開させるうえで、他者との調和、全体への影響を考慮し、必要以上に服装に心を奪われないで平常心で学習活動に励むよう努めなければならない。

また、校訓の「自主独立」の精神を鑑み、生徒が主体的に時や場所、状況に相応しく、気候や体調によっても衣服を選択できる力を養うため、標準服制度とする。

2. 標準服

登下校並びに学校教育活動における服装は、教科等による指示がなければ、標準服、私服、体操服、いずれの服装も可とする。但し、学校生活や授業を受けるにあたってふさわしくない格好やだらしのない格好は禁止。

- ①儀式や考查期間等、学校が指定する日は正装とし、標準服を着用する。正装時にブレザーを着用する際は、ネクタイ・リボンを着用する。
- ②他校の制服を着用することは、ネクタイやリボンを含め一切禁止。
- ③標準服と体操服、標準服と私服の組み合わせも可。但し、スカートの下にジャージやスウェットなどを履くことは禁止。
- ④変形させた標準服の着用は厳禁。裁断等で元にもどせない場合は、再度購入してもらう場合がある。
- ⑤儀式や考查期間等に、病気、けがなどの特別な理由で標準服を着用できない場合は「異装願」を提出して学校の許可を得ること。
- ⑥雨天時に自転車で登校する場合には、学校指定の雨合羽を着用すること。自転車通学時に傘を持参することは、指導の対象となる。

3. 標準服仕様

男子

- ・濃紺ブレザー(校名エンブレム付)
- ・長袖シャツ(白、刺繍入り)
- ・半袖シャツ(白、イニシャル刺繍入り)
- ・ネクタイ(チェック、イニシャル入り)
- ・スラックス冬用、夏用
- ・セーター、ニットベスト(グレー、ライン入り、イニシャル入り)
- ・ソックスは白、黒、紺、グレー系とする(絵柄のあるものは不可。ワンポイントは可)

女子

- ・濃紺ブレザー(校名エンブレム付)
- ・長袖シャツ(白、刺繍入り)
- ・半袖シャツ(白、イニシャル刺繍入り)
- ・リボンの付いたネクタイ(チェック、イニシャル入り、バックル付)
- ・スカート・スラックス冬用、夏用
- ・セーター、ニットベスト(グレー、ライン入り、イニシャル入り)
- ・ソックスは白、黒、紺、グレー系とする(絵柄のあるものは不可。ワンポイントは可)

4. 標準服の着用方法

- ・ 男子
濃紺ブレザー（校名エンブレム付）、スラックス、ネクタイ、長袖シャツ、ソックス（白・黒・紺・グレー系）とする。
- ・ 女子：スカート着用時
濃紺ブレザー（校名エンブレム付）、スカート、リボンタイもしくはネクタイ、長袖シャツ、ソックス（白、黒、紺、グレー系）とする。
- ・ 女子：スラックス着用時
濃紺ブレザー（校名エンブレム付）、スラックス、リボンタイもしくはネクタイ、長袖シャツ、ソックス（白・黒・紺・グレー系）とする。
- ・ 儀式、定期考査等、学校が指定する日には標準服（正装）で登校する。
- ・ 正装時にブレザーを着用する場合は、ネクタイ、リボンタイを締めること。忘れた場合は生徒指導部に申し出て、ネクタイ、リボンタイを借りること。
- ・ 靴は運動靴、革靴（ローファー等で、色は黒、茶に限る）以外のものは着用しないこと。又、過度にヒールの高いものは禁止する。
（着用不可の例：クロックス、サンダル、ブーツ、パンプス等）

5. 冬季防寒具について

- ・ 正装時の防寒着は華美でないものを着用すること。
- ・ 冬季は、手袋・マフラー・ネックウォーマー等の着用を認める。但し、授業中は使用しない。

頭髪その他について

1. 基本的観点

頭髪は、清楚で清潔を旨とし、その身だしなみは服装も含めて容儀を整えること。服装、頭髪、化粧、装飾品で必要以上に自分を飾らないこと。

また、学校生活に不必要、ふさわしくない物品は持ち込まないこととする。

2. 脱色、染色、パーマ等は厳禁する。
3. ピアス、イヤリング、指輪、ネックレス、カラーコンタクト等の装飾品は厳禁する。
4. マニキュア、口紅（色付きリップクリーム）、マスカラ、アイシャドー、アイラインなどの化粧、その他人工的に手を加えることは厳禁する。
5. 長爪、爪の装飾は、安全面、衛生面からも厳禁する。
6. 携帯電話、スマートフォンは、敷地内での使用は原則禁止とする（使用の必要がある場合は、使用許可証が必要）。但し、放課後は一定のルールの下、使用可。（充電は厳禁）
7. その他、学校生活に不必要なものは持ち込みを厳禁とする。また、高価なバッグや貴重品、高額な物は必要以上に持ち込まないこと。